

平成27年度 事業計画

第1 事業計画の概要

1 事業計画及び予算の策定にあたって

司法書士法52条2項によれば、司法書士会の目的は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこととされている。

大阪司法書士会（以下「本会」という。）では、この目的実現のため、第一には、会員に対する職務倫理の啓発、法令遵守確保のための施策の充実、綱紀調査から注意勧告処分に至る運営の改善に取り組み、第二には、地域連携事業をはじめとする社会事業への参画、関係外部団体・諸官庁・自治体との関係構築及び維持発展、様々な媒体・手法を用いた司法書士制度の広報などによる事業の掘り起こし、そして第三には、これまで培ってきたネットワークを生かしての情報収集とそれら情報の会員への発信、業務に関連する広範な分野にわたる会員研修の実施などに精力的に取り組んできた。

これらの取り組みについて紐解くと、時々的情勢に応じて重きが置かれる分野に変遷があったように感じられる。平成のはじめごろは会員研修に重点が置かれ、平成10年前後からは社会事業に一層積極的に取り組むようになり、ここ数年は広報に力が入れている。職務倫理に関しては、不動産登記手続における立会業務が定着して以来、内部で精緻な研究が重ねられ、現在も極めて重要な課題である。しかし、本質的には、どれが大切ということだけでなく、制度のためにどれも大切な事業である。本会の平成史を鳥瞰すると、重点分野に変遷があったとするよりは、精力的に取り組む分野を広げてきたとしたほうが正鵠を射ている。

平成27年度（以下「本年度」という。）、本会は、これまでどおりの姿勢で事業に取り組むことに変わりはないが、事業計画及び予算については、従来の形式に比べて柔軟性を持てるよう配慮した。これにより情勢に応じた執行体制を組み、柔軟な事業展開を可能ならしめると共により効果的な予算執行に努める。

2 重点方針

(1) 支部事業の活性化・拡充

支部が活性化することによって、何らかの形で会務に関わる会員が増え、会員間の横のつながりが深まる中で、倫理観の醸成や実務能力の向上に資する効果も期待できる。さらに会務運営に携わる会員が増えることによって、支部役員及び本会役員の確保にもつながりたい。

ここ数年で支部が運営する会員研修や相談活動が大幅に増えた。そして、各支部からは、支部事業の一層の充実を求められている。会員研修や相談活動のみならず、現在は本会が主体となって行っている法教育活動や消費者問題対応、空き家対策などは、本来、地域連携事業として支部での取り組みが望まれる分野は実に多い。これらの分野についても積極的に支部に委譲を進めていく。予算配分についても、より合理的かつ支部運営に資する形を十分検討したい。

(2) 司法書士業務の充実

ア 登記制度における司法書士の役割の広報

司法書士が、登記業務の分野において本来担っている役割は、単に登記申請書類を調製するだけではない。もちろん、そのような需要があることは間違いないが、それ以上に登記の前提となる事実（実体関係）の確認と、その実践による登記制度の信頼確保こそが司法書士の登記業務を成立させている本質である。この役割が司法書士の存在意義を基礎付ける要素といえる。

司法書士が登記制度の中で果たしてきたこのような役割を、積極的かつ地道に社会に広報することで、登記手続の専門家としての地位を一層固めていきたい。

イ 裁判業務の受任・受託の推進

いわゆる過払金請求事件が収束した現在、本会会員における裁判業務の受任実績を見ると、司法制度改革の際、司法書士に寄せられた期待を実現できているとは決して言い難い。訴額が少額の事件であっても、一定割合、法律家による代理人の需要がある。それにも関わらず、統計によれば、司法書士が代理人として就いている割合は決して多いとは言えず、受け皿として機能し切れていない実情が見て取れる。それは本人訴訟支援にしても同様である。

司法書士は本人訴訟類型の長所を活かすべく、業務としてその支援を続けてきたし、市民の司法アクセス確保を期待されて簡裁訴訟代理等の権限が認められたのであるから、その付託に応えなければならない。

現状改善のため、対外広報に尽力することはもちろん、会員が裁判業務を受けやすくする環境づくりに取り組む。

ウ 会員の適正執務の確保

上記2点を実践する前提として、会員が職務倫理に沿った適正な執務を励行することは不可欠である。業務上横領などの不祥事は制度への信頼を根底から揺るがす。そのような極端な例でなくても、本会には、会員の依頼者等から執務のあり方に関する苦情や懲戒の申し立てが数多く寄せられているのが実情である。身近なからの法律家を名乗り、上記のような理念をうたうからには、本会のこの現状について正面から受け止め、真摯に取り組まなければならない。

本会として執りうる手段を駆使し、会員に対する適正執務の確保と職務倫理の啓発に努める。

(3) 法務局、裁判所等との関係構築

法務局との連携は、登記実務に関する情報交換をはじめ、綱紀調査に関する事項、司法書士法違反調査に関する事項など、本会にとっても一層重要度を増しており、今後も緊密な関係を構築していく。

裁判所との関係構築に関しては、例えば裁判所における事務取り扱いの変更などをいち早く会員に周知させるために、裁判所から本会に対して情報が提供されるよう求めるなど、会員が裁判業務に携わる上でやはり重要である。このことは簡易裁判所のみならず地方裁判所や家庭裁判所についても同様である。

その他の行政機関や大阪府内の各自治体等とも協力体制の構築について積極的にアプローチを掛けていきたい。消費者問題や人権問題は、これまで本会が深く関わってきた課題であるし、法教育や成年後見制度利用についても、本会は十分関係機関の役に立て

るノウハウの蓄積がある。特に空き家問題は、現在、大きな社会問題として話題になっているし、実体を伴わない登記問題も被災地を中心として、大きな社会問題となりつつある。本会では、これらの問題に絡めて登記制度の重要性の啓発に努め、かつ、権利関係の把握が極めて困難な事例における現実的な解決策を関係機関と共に探っていききたい。併せて、上記(2)アの項にいうところの意味における登記手続の専門家としての司法書士の立場をアピールしたい。

(4) 法改正等への対応

本年度は、生活困窮者自立支援法や改正会社法が既に施行されたほか、空家等対策特別措置法がまもなく全面施行される。また、予定として、民法(債権関係)と総合法律支援法の改正がほぼ確実であり、その他にも成年後見制度利用促進法はじめ、司法書士にとって関わりが深い種々の法令の改正、成立が予想される。さらに、相続法制についても配偶者の保護に視点を置いた改正が検討されており、その動向は大いに注目される場所である。これら改正法等に対して、本会として適切な対応を取っていく。その他の法改正に関しても司法書士の視点から対応を行う。司法書士法の改正も動きがあれば、同様に対応していきたい。

(5) 地域連携事業等の社会問題等に対する取り組み

本会がこれまで地道に取り組んできた様々な社会活動については、研究作業も含めて、本年度も本会事業の大きな柱と位置づけている。

消費者問題や様々な人権問題をはじめ、空き家問題や実体を伴わない登記問題などの社会問題、さらに法教育活動や成年後見など諸制度利用の啓発などに、司法書士の立場から積極的に取り組み、社会に貢献していく。そして、それらの活動を通じて司法書士の有用性を各方面に示し、業務として関われる分野を広げていきたい。

(6) 会務運営の一層の円滑化

会員数2,300名余を擁する本会にあって、日常の会員サービスのほか、外部からの様々な問い合わせ、苦情への対応など、事務量は膨大な量に及ぶ。さらに本会の事業規模は非常に多岐にわたり、しかも、ますます迅速な対応を求められている。これらの要求に応えるため、会務運営の機構改善を図り、また、会員との連絡手段の合理化を進める。

3 主な予定事業等

(1) シンポジウム

ア 新聞協会賞受賞記念シンポジウム

2014年度新聞協会賞及び第62回菊池寛賞に毎日新聞特別報道グループ取材班による「老いてさまよう」が選ばれた。この記事は、高齢の身元不明者と成年後見人に就いた本会会員の支援状況が報道されたことによって、その身元不明者と家族が再会を果たせたというものである。これを記念し、認知症高齢者の保護など超高齢社会において想定しうる課題をテーマに、本会と公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、そして株式会社毎日新聞社の共催によるシンポジウムを開催する。

イ 法改正シンポジウム

本年度設立50周年を迎える大阪司法書士政治連盟との共催で、司法書士に関係の深い分野に関わる法改正の動向についてシンポジウムを開催する。これにより、各分野における司法書士制度の関わりを示し、今後の制度発展につなげていきたい。

(2) 研修・研究

ア 民法（債権関係）改正に伴う研修

今般、予定されている民法（債権関係）改正については、本会は早くから専門部署を設けて研究に取り組み、法務省民事局に対して意見書を提出したほか、会員に対して情報を提供してきた。改正民法が成立すれば、できるだけ早い段階で会員研修を行い、その後も、機会を捉えて情報提供に努める。

イ 相続法改正の対応

現在、相続法制の改正に向けて検討が進んでいる。改正案が実現すれば、法定相続分が変わる場合も起こりうるので、司法書士業務に及ぼす影響は大きい。この改正作業は早期の決着が見込まれており、本会としても適時の意見表明と改正案への対応に備える必要がある。そこで、この件に対応するチームを設け、改正案を研究し、適宜、意見発信や成果の発表などを行う。

ウ 裁判実務実践研修修了者によるロールプレイ研修

平成26年度に実施された裁判実務実践研修は、現職裁判官による実践研修として受講者に極めて好評であった。本年度は、その輪をさらに広げ、一人でも多くの会員の裁判業務に対する不安を払拭できるよう、実践研修修了者によるロールプレイ研修を実施する。

エ 外部講師による研修

法務局や裁判所はじめ、外部から積極的に研修講師を招請し、会員に対して、より実践的な情報が提供できるよう努めると共に、招請先との関係構築にも心掛けた。

オ 支部研修の充実

研修の履修率を高める一方策として、支部での研修の充実を図り、その実績に応じて研修所が行う研修の回数を減減させる。本会研修と支部研修の内容による役割分担も検討を進め、将来的には、各委員会による研修を除き、研修所が行う研修の回数を大幅に減らしたい。

(3) 相談事業

ア 相談事業の見直し

本会では様々な相談を実施しているが、事業方針に沿って支部での相談活動との分担を進める。各相談については、実績をはじめ費用対効果の点から総合的に判断し、見直しを行う。また、運営についても司法ソーシャルワークの観点からもアウトリーチ型相談を積極的に展開するほか、相談の場が依頼を希望する相談者と司法書士をつなぐ端緒となるよう、事業の公益性に配慮しつつ、相談者の立場から改善に努める。

イ 民事法律扶助指定相談場所の指定

本会における相談事業について民事法律扶助指定相談場所の指定を受けることは、日本司法支援センター大阪地方事務所（法テラス大阪）との関係づくりのみな

らず、相談に携わる会員にとっても利点がある。しかし、現在のところ、本会が運営主体となっている相談事業は、すべて無料相談となっているところから運営方法に様々な工夫を要する。本会は、この指定を受ける方向で検討を行い、早期の実現に努める。

ウ 司法書士総合相談センター

大阪市北区、堺市堺区、泉佐野市で展開している司法書士総合相談センターは、運営方法を見直す時期に来ているものと思われる。特に総合相談センター堺は相談件数が低迷しており、費用対効果の面で現状を維持することが非常に厳しい状況にある。規模の縮小や移転又は廃止まで視野に入れた何らかの抜本的な見直しが必要である。本年度、この点について検討し、実行に移したい。

(4) 非司法書士行為への対応の強化

非司法書士行為を排除するための策としては、ウェブサイトの調査をはじめ情報収集を行い、違反行為に対して、警告書等注意喚起文書を発出するなど対応を強化する。また、法務局が実施する司法書士法違反に関する調査については、積極的に協力し、実効性ある調査となるよう要望する。

(5) 会員に向けた施策

ア 会員専用ウェブサイトの充実

本会のウェブサイト全般をより見やすく改善に努めることはもとより、会員専用ウェブサイトを将来的に双方向で結べるよう、本年度、道筋を付ける。具体的には、各会員のマイページを設けることを検討する。これが実現し、本格稼働すれば、本会から特定の会員への通知に利用できるほか、会員にとっても自己の研修単位取得状況が容易に確認でき、あるいは各種報告書の提出も容易になるなどメリットは多い。

イ 懲戒処分に係る新たな体制の運用

本年度、綱紀調査及び注意勧告手続にあたり、全件調査委嘱や外部委員の導入をはじめとする新たな運用が本格的に開始される。本会では、綱紀調査委員の半数改選制導入や、調査手続及び注意勧告手続の改善など新体制に備えてきたところ、それらの成果をもとに適正手続と迅速処理に資するべく努める。

ウ 会館維持協力金の回収

本会の会館維持協力金にまつわる平成23年最高裁判所判決及び平成26年最高裁判所決定を受けて、未払いとなっている会館維持協力金の回収に本腰を入れて取り組む。仮に将来、この制度の見直しをする場合でも、現在の会員間の不公平を除く努力なくして次に進むことはできない。この問題は、できるだけ速やかに終結させるべきと考えているので、法的措置も視野に入れて回収作業を行う。

第2 事業細目

会則に掲げられた項目に沿って事業を掲げる。()内は所管業務部を示す。

1 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業 (総務部)

- (1) 司法書士法違反に関する調査
- (2) 会員事情確認及び指導

- (3) 綱紀調査案件の対応
- (4) 注意勧告事案の対応
- (5) 量定意見小理事会の運営
- (6) 登録調査の実施
- (7) 会員の年間業務報告調査の実施
- (8) 各種ハラスメントの対応
- (9) その他、会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業
- 2 会員の執務の指導及び連絡に関する事業（総務部）
 - (1) 会員に対する電子メール配信サービスの運営
 - (2) その他、会員の執務の指導及び連絡に関する事業
- 3 日司連が行う司法書士の登録の事務に関する事業（総務部）
- 4 司法書士法人の届出の事務に関する事業（総務部）
- 5 相談に関する事業（相談部）
 - (1) 司法書士総合相談センターの運営
 - (2) 各種相談活動の企画・実施・運営
 - ア 司法書士総合相談ホットライン
 - イ 相続登記手続相談センター
 - ウ 成年後見常設相談
 - エ 女性とこどものための専門相談
 - オ その他の相談活動の企画・実施・運営
 - (3) 支部相談事業の委嘱及び管理
 - (4) 自治体、他機関、外部団体等の相談事業への協力
 - ア 自治体等との契約等に基づく相談員派遣
 - イ 日司連司法書士電話相談センターへの協力
 - ウ 法テラスセンター相談との連携
 - エ ホームレス巡回相談との連携
 - オ その他、自治体、他機関、外部団体等の相談事業への協力に関する事業
 - (5) 民事法律扶助指定相談場所指定の検討
 - (6) その他、相談に関する事業
- 6 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業（社会事業部）
 - (1) 裁判外紛争解決手続の啓発活動
 - (2) 総合紛争解決センターの活動への参画・連携
 - (3) その他、裁判外紛争解決手続の実施に関する事業
- 7 研修に関する事業（研修所）
 - (1) 研修事業の企画及び運営
 - ア 会員研修
 - イ 倫理研修
 - ウ 新人研修
 - エ 簡裁訴訟関係業務等代理能力認定対策
 - (2) 研修教材の作成及び選定

- (3) 研修情報の収集及び分析
- (4) 研修制度の研究及び開発
- (5) 研修講師の養成
 - ア 講師養成研修
 - イ 伝達講師等のための外部研修派遣
- (6) 会員の職務遂行能力及び職務倫理の維持向上のための調査及び研究
 - ア 研究部門における研究活動
 - イ 大学との学術交流
 - ウ 調査結果の公表及び研究成果の発表
- (7) その他、研修に関する事業
- 8 業務関係法規の調査及び研究に関する事業 (企画情報部)
 - (1) 業務関係法規の調査及び研究
 - (2) 本会事業推進のためのワーキングチーム又はプロジェクトチームの組成
 - (3) 法規に関するパブリックコメント等の対応
 - (4) 外部研究会等への参加・学識経験者等の招請
- 9 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、はんぷに関する事項 (会員事業部)
- 10 福利厚生に関する事業 (会員事業部)
 - (1) 各種媒体を用いた会員への情報提供
 - (2) 会報の編集及び発行
 - (3) 会員名簿の整備
 - (4) 司法書士会関連法規集の発行
 - (5) その他、会員の福利厚生に関する事業
- 11 業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事業
 - (1) 法務局との連絡・情報交換・交流
 - ア 木曜会 (総務部)
 - イ 登記事務連絡会 (総務部)
 - ウ 登記実務研究会 (企画情報部)
 - エ その他、法務局との連絡・情報交換・交流
 - (2) 裁判所との連絡・情報交換・交流 (総務部・企画情報部)
 - (3) 市区町村関係部局等との地域連携策に関する意見交換会 (総務部・企画情報部・社会事業部)
 - (4) 登記・供託業務等に関する取組 (企画情報部)
 - (5) 裁判 (民事・家事) 関係業務等に関する取組 (企画情報部)
 - (6) 少額裁判報酬助成制度 (企画情報部)
 - (7) 企業法務等に対する取組 (企画情報部)
 - (8) 司法書士法施行規則31条業務ほか周辺業務に関する取組 (企画情報部)
 - (9) その他、業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事業
- 12 司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事業 (会員事業部)
- 13 統計に関する事業 (企画情報部)

1.4 講演会及び講習会等の開催に関する事業

- (1) 法教育活動の普及及び実践（社会事業部）
 - ア 高校生法律教室
 - イ 親子法律教室
- (2) 新聞協会賞受賞記念シンポジウム（広報渉外部）
- (3) 法改正シンポジウム（企画情報部）
- (4) 対外的な講演会・シンポジウム等の開催（社会事業部・広報渉外部）
- (5) 他団体等への講師派遣等（研修所）
- (6) その他、講演会及び講習会等の開催に関する事業

1.5 広報活動に関する事業（広報渉外部）

- (1) マスメディア等宣伝媒体を利用した広報
- (2) 「司法書士の日」一日司法書士の実施
- (3) インターンシップ学生等の受入れ
- (4) 新年賀詞交歓会の開催
- (5) その他、広報活動に関する事業

1.6 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業（総務部）

- (1) 紛議調停の運営
- (2) 市民窓口の運営
- (3) その他、会員の業務に関する紛議の調停に関する事業

1.7 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業（広報渉外部）

1.8 公共嘱託登記の受託推進に関する事業（総務部）

1.9 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

- (1) 会員による公益的活動の推進（会員事業部）
- (2) 社会問題、人権問題等に対する取組（社会事業部）
 - ア 空き家問題
 - イ 生活困窮者問題
 - ウ 消費者問題
 - エ 自死問題
 - オ その他、社会問題、人権問題等に対する取組に関する事業

(3) 法改正に関する取組（企画情報部）

(4) 災害復興支援に関する活動（社会事業部）

(5) 民事法律扶助の利用促進（相談部）

(6) その他、国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

2.0 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 会費滞納者への対応（財務部）

(2) 会館維持協力金の徴収及び管理（財務部）

(3) 会館の維持及び管理（総務部）

(4) 役員等選挙の実施・綱紀調査委員の選任（総務部）

(5) 筆界特定制度への対応（総務部）

(6) 大阪司法書士会史第4巻の編さん作業（会員事業部）

- (7) 関連団体等との交流及び委員等の推薦依頼に基づく会員の推薦 (総務部)
- (8) 他の司法書士会はじめ友好諸団体等との交流 (総務部)
- (9) 本会関連法規の改正
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

以上